

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護士横山勝彦の上告趣意第一点及び第二点は、訴訟法違反の主張であり、同第三点は原審における主張判断を経ていない判例違反の主張と単なる法令違反の主張であつて適法な上告理由に当たらない。(記録によれば、被告人の二男A 当時中学一年 及び長女B 当時小学五年 は、被告人の放火の意図を知らず、親戚訪問の名目で自宅を連れ出されたものであつて、当時我家につき居住の意思を抛棄していたものとは到底認められないから、本件建造物が刑法一〇八条の放火罪の客体を構成することは明らかである。)また記録を調べても刑訴四一一條を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四條、三八六條一項三号、一八一條一項但書により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三七年一月四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	石	坂	修	一	
裁判官	河	村	又	介	
裁判官	垂	水	克	己	
裁判官	五	鬼	上	堅	磐
裁判官	横	田	正	俊	